

① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファックスの方はファックス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

上、申し込み。選考あり。
 申込書類の提出と面接を受けた後、選考結果が発表されます。

対象者: 小中企業の従業員

申込書類: 申込書、履歴書、写真、年次報告書等

面接: 申込書類の内容を確認するための面接

選考結果: 採用候補者の選定



事業の問題点を発見し、改善策を提案するアドバイザー

チームを無料で派遣します。

日 6月11日(月)～12月28日(金)

7 9

詳細 産業企画課 (211) 23

新規出店計画者に 商圈分析情報を提供

同業種の出店状況や人口・居住者構成などの情報を電子データで提供します。

対市内の中小企業者。

日 6月1日(金)から中小企業支援センター(中央区北1西2)

経済センタービルで配布する応募用紙を隨時持参、FAX。

日 6月1日(金)から中小企業支援センター(中央区北1西2)

経済センタービルで配布する応募用紙を随时持参、FAX。

日 6月1日(金)から中小企業支援センター(中央区北1西2)

経済センタービルで配布する応募用紙を随时持参、FAX。



日 6月1日(金)から中小企業支援センター(中央区北1西2)

経済センタービルで配布する応募用紙を随时持参、FAX。

7月2日(月)は
市・道民税
(第1期分)
の納期限です

固定資産税・
軽自動車税の納付は
お済みでしょうか
市税は納期限までに
納めてください。

△家屋の実地調査に協力を△
今年、家屋(車庫・物置を含む)を新築・増築・改築した方を対象に、家屋の実地調査を行います。この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのもので、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。

△住宅の固定資産税を減額△
平成19年4月1日～22年3月31日に、自己負担額が30万円以上で、一定の要件を満たすバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。対象は65歳以上の方、要介護認定または要

不動産の公売(入札)

市税の滞納により差し押された不動産の公売を行います。

日 所 7月3日(火)午後1時20分。市役所12階会議室。

※当日は印章と公売保証金が必要です。中止する場合がありますので、事前に必ずご確認ください。

種類	所在地	見積価額	公売保証金	備考
① 更地823平方メートル	南区藤野2の6	1,215.5万円	122万円	雑木・倒木
② マンション(店舗) 122.74平方メートル	中央区北3西7	276.2万円	28万円	空室、管理費未納
③ マンション(店舗) 27.64平方メートル	北区新琴似8の1	70万円	7万円	空室、管理費未納
④ マンション(店舗) 180.24平方メートル	東区北2東1	938万円	94万円	所有者使用中
⑤ マンション50.96平方メートル	白石区中央1の7	58.4万円	6万円	居住、管理費未納
⑥ マンション60.45平方メートル	白石区菊水元町3の1	160.3万円	17万円	居住
⑦ マンション36.92平方メートル	千歳市文京1	88.9万円	9万円	居住、管理費未納
⑧ マンション46.62平方メートル	豊平区平岸1の16	99.6万円	10万円	空室、管理費未納
⑨ マンション43.85平方メートル	豊平区平岸4の9	79.3万円	8万円	居住、管理費未納
⑩ 更地494平方メートル	南区簾舞2の5	487.9万円	49万円	要整地
⑪ 土地1,627.88平方メートル、建物103.68平方メートル	手稲区穂穂2の5	2,904.3万円	291万円	居住

△ 詳細 ①②は滞納整理課 (211-3081)、③は中央区納税課 (231-2400内278)、④は北区納税課 (2757-2400内238)、⑤⑥は白石区納税課 (861-2400内266)、⑦は厚別区納税課 (895-2400内268)、⑧⑨は豊平区納税課 (822-2400内322)、⑩は南区納税課 (582-2400内274)、⑪は手稲区納税課 (681-2400内267)、HP

介護保険



△サービス利用に係る各種減額・減免の更新△
介護保険サービスを利用する場合、利用者は掛かった費用を支払う場合があります。

△ 申込書類の提出と面接を受けた後、選考結果が発表されます。

対象者: 小中企業の従業員

申込書類: 申込書、履歴書、写真、年次報告書等

面接: 申込書類の内容を確認するための面接

選考結果: 採用候補者の選定

用の1割や食費などを原則負担することになりますが、所得の低い方など一定の要件を満たす場合、減額・減免が受けられます。

なお、現在認定証をお持ちの方も有効期限が6月末ですので、お早めに申請願います。

△ 介護保険施設などに入所(短期入所)した際に支払われる食費・居住(滞在)費を軽減(17年度の税制改正での高齢者非課税措置の廃止により利用者負担段階が2段階以上上がる方については、負担額が本来より低い金額となる場合があります)、②社会福祉法人利用者負担額減額△社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方や17年度の税制改正の影響により利用者負担額が増加する方などについては、利用者が負担額を軽減、③旧措置入所者の利用者負担の特例△介護保険制度が始まる前から回らないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減、④障がい者訪問介護減額△利用者負担が19年6月末時点での3%の方は、19年7月から20年6月末までの間6% (20年7月からは10%)に、また、障